

## 沙流川日高町富川地区水害タイムラインに基づく連携に関する協定

日高町（以下「甲」という。）、北海道開発局室蘭開発建設部（以下「乙」という。）及び室蘭地方气象台（以下「丙」という。）は、沙流川日高町富川地区水害タイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づく、甲によるタイムラインの円滑な運用に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、タイムラインに基づき、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行うことにより、甲の区域において、住民の円滑な避難誘導、被害軽減を図り、住民の安全及び安心を確保し、生活の安定を保持するため、甲、乙及び丙のタイムラインに係る連携及びタイムラインの運用について確認することを目的とする。

### （タイムラインに係る連携内容）

第2条 甲は、タイムラインの円滑な実施のために必要な助言等が得られるよう事前防災の実施状況等を乙及び丙に情報提供するものとする。乙及び丙は、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行えるよう、気象や水位の予測等の情報を甲に提供する。また、乙及び丙は、可能な範囲で甲に助言等を行うものとする。これらの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 甲による乙及び丙への事前防災行動の実施状況等に関する情報提供
- (2) 甲による乙及び丙への住民の避難行動等に関する情報提供
- (3) 乙による甲への沙流川の水位予測等の情報提供及び助言
- (4) 乙による甲への沙流川における樋門等の水位・操作に関する情報提供
- (5) 丙による甲への気象に関する予測等の情報提供及び助言
- (6) 乙及び丙による甲が開催する防災会議等への参加又は情報提供

### （タイムラインに係る連携の開始時期）

第3条 乙及び丙がタイムラインに係る連携を開始する時期は、以下のとおりとする。

- (1) 甲から要請があったとき。
- (2) 乙及び丙が、甲の区域において台風等により風水害が発生するおそれが高いと判断したとき。

### （平素の連携）

第4条 乙及び丙は必要に応じ、甲が実施するタイムラインの変更・更新、区域内の巡視、防災訓練及び防災に関する資料の整備等について連携するものとする。

(その他)

第5条 本協定に関する疑義又は定めのない事項、内容の変更については、その都度甲、乙及び丙が協議するものとする。

平成30年 3月 30日

甲 日高町長

乙 北海道開発局  
室蘭開発建設部長

丙 室蘭地方気象台長